

## 施設定期検査申請内容の変更について

関原発第454号  
2019年12月25日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹

2019年12月6日付け関原発第390号をもって提出した高浜発電所第3号機施設定期検査申請書の記載事項を変更したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第46条第4項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

別 紙

1. 施設定期検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号  
高浜発電所第3号機  
施設定期検査申請書番号  
関原発第390号（2019年12月6日）
2. 変更理由  
定期事業者検査工程の見直しに伴い、検査希望年月日を変更する。
3. 変更内容  
別添のとおり

3. 変更内容

3. 1 高浜発電所第3号機 施設定期検査申請書

変更前	変更後	変更理由																
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の規定により次のとおり施設定期検査を受けたいので申請します。</p> <table border="1" data-bbox="159 395 938 853"> <tr> <td data-bbox="159 395 427 501">氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</td> <td data-bbox="427 395 938 501">                     名 称 関西電力株式会社                      住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号                      代表者の氏名 岩根 茂樹                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 501 427 606">発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地</td> <td data-bbox="427 501 938 606">                     名 称 高 浜 発 電 所                      所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 606 427 762">検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号</td> <td data-bbox="427 606 938 762">                     第3号機                      電気出力 870,000kW                      熱出力 2,652,000kWt                      当該発電用原子炉施設の種類の、別紙のとおり                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 762 427 853">検査を受けようとする期日</td> <td data-bbox="427 762 938 853">                     自：2020年 1月 6日                      至：2020年 4月28日*                      (手数料 2,259,700 円)                 </td> </tr> </table> <p>※：総合負荷性能検査日を記載。                      検査を受けようとする期日は、総合負荷性能検査予定日までの期間のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成二十九年法律第十五号)第三条施行の日(2020年4月1日)の前日までとする。</p>	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 岩根 茂樹	発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 高 浜 発 電 所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦	検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号	第3号機 電気出力 870,000kW 熱出力 2,652,000kWt 当該発電用原子炉施設の種類の、別紙のとおり	検査を受けようとする期日	自：2020年 1月 6日 至：2020年 4月28日* (手数料 2,259,700 円)	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の規定により次のとおり施設定期検査を受けたいので申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1003 384 1814 853"> <tr> <td data-bbox="1003 384 1279 496">氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</td> <td data-bbox="1279 384 1814 496">                     名 称 関西電力株式会社                      住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号                      代表者の氏名 岩根 茂樹                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 496 1279 608">発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地</td> <td data-bbox="1279 496 1814 608">                     名 称 高 浜 発 電 所                      所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 608 1279 767">検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号</td> <td data-bbox="1279 608 1814 767">                     第3号機                      電気出力 870,000kW                      熱出力 2,652,000kWt                      当該発電用原子炉施設の種類の、別紙のとおり                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 767 1279 853">検査を受けようとする期日</td> <td data-bbox="1279 767 1814 853">                     自：2020年 1月 6日                      至：2020年 5月 8日*                      (手数料 2,259,700 円)                 </td> </tr> </table> <p>※：総合負荷性能検査日を記載。                      検査を受けようとする期日は、総合負荷性能検査予定日までの期間のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成二十九年法律第十五号)第三条施行の日(2020年4月1日)の前日までとする。</p>	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 岩根 茂樹	発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 高 浜 発 電 所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦	検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号	第3号機 電気出力 870,000kW 熱出力 2,652,000kWt 当該発電用原子炉施設の種類の、別紙のとおり	検査を受けようとする期日	自：2020年 1月 6日 至：2020年 5月 8日* (手数料 2,259,700 円)	<p>定期事業者検査工程の見直しに伴い、検査希望年月日を変更する。</p>
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 岩根 茂樹																	
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 高 浜 発 電 所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦																	
検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号	第3号機 電気出力 870,000kW 熱出力 2,652,000kWt 当該発電用原子炉施設の種類の、別紙のとおり																	
検査を受けようとする期日	自：2020年 1月 6日 至：2020年 4月28日* (手数料 2,259,700 円)																	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 岩根 茂樹																	
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 高 浜 発 電 所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦																	
検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号	第3号機 電気出力 870,000kW 熱出力 2,652,000kWt 当該発電用原子炉施設の種類の、別紙のとおり																	
検査を受けようとする期日	自：2020年 1月 6日 至：2020年 5月 8日* (手数料 2,259,700 円)																	

### 3. 2 添付書類一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

変更前	変更後	変更理由
<p>1. 定期事業者検査の計画工程 施設定期検査項目に係る定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項第1号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 2020年 1月 6日 至 2020年 4月 28日 （並列日は、2020年 4月 3日（解列から並列まで89日間））</p> <p>(2) その他 （1）の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気発生器伝熱管補修工事 設備の信頼性維持の観点より、蒸気発生器伝熱管体積検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について補修を行い、今後使用しないこととする。</li> </ul>	<p>1. 定期事業者検査の計画工程 施設定期検査項目に係る定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項第1号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 2020年 1月 6日 至 2020年 5月 8日 （並列日は、2020年 4月 10日（解列から並列まで96日間））</p> <p>(2) その他 （1）の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気発生器伝熱管補修工事 設備の信頼性維持の観点より、蒸気発生器伝熱管体積検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について補修を行い、今後使用しないこととする。</li> </ul>	<p>定期事業者検査工程の見直しに伴い、検査希望年月日を変更する。</p>



